

# 常磐会学園大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 常磐会学園大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、常磐会学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は校是「和平 知天 創造」に示され、学則に教育目的を簡潔かつ明確に定め、大学案内・学生募集要項などの各種印刷物、ホームページでの公開や各種行事や研修会等を通じて学内外に周知を図っている。21世紀の子どもの教育、保育に携わる全ての教員・保育士に必須なスキルを学ばせる「教員・保育士養成」の分野の教育研究活動を行い、役員・教職員は建学の精神を自ら実践し、社会から求められる人材の育成に励んでいる。社会情勢の変化に対応するため自己点検・評価を適切に行い、使命・目的等を確認する体制を整えている。教学の中長期計画は、大学の使命・目的及び教育目的を反映しており、使命、目的を達成するために必要な教育研究組織は整備され、適切に機能している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

大学、国際こども教育学部の三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は明確に示され、多様な入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の編成、教授方法の工夫などによる学修支援、厳正な単位認定及び卒業・修了認定により運営されている。

教職員協働のもと、学生からの授業及び学修支援に関する意見をくみ上げる仕組みを整備し、学生生活支援、学生相談室や実習指導室との密接な連携により就職支援を行っている。教育目的の達成状況等は、GPA(Grade Point Average)制度や「学生による授業アンケート」「キャンパスライフに関する調査」などで点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善のためにフィードバックされている。必要な専任教員数及び教授数を十分に満たし適切に配置し、教育環境の整備、建物の改修、新設を計画的に行い、安全性を確保し、バリアフリーなどの利便性にも配慮している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

大学と法人の管理運営体制は、経営の規律と誠実性を維持しながら整備され、使命・目的の実現に向けた継続的努力が行われている。管理部門と教学部門は相互に意思疎通のできる体制をとっている。常任理事会を毎週開催し、戦略的な意思決定ができる体制を整備している。教授会の権限・責任は明確化され適切に機能しており、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整えている。諸規則等は関係法令を遵守し、内部監査や公益通報についても適正に運用されている。環境保全やハラスメント防止、緊急時への対応等に適切に取り組んでいる。「SD研修会」を開催し、組織的に職員の資質・能力向上のための機会を設けている。中長期的な計画に基づき、安定した財務基盤を確立し、収支バランスが保たれ

ている。会計処理及び会計監査は適正に実施され、法人の監事は、理事会・評議員会に出席し情報の共有に努め、監査内容を報告している。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 11(1999)年の大学開学時より自己点検・評価に係る諸規則を制定し、自主的な自己点検・評価を実施している。大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を進めるために、四つの視点を柱として各部署の活動の問題点や課題を挙げ、結果を集約し、全体会において次年度以降の年間目標、具体的方策を計画している。また、外部有識者等による「第三者評価委員会」からの提言に基づき、具体的な改善を行うなど、教育活動の改善向上を図るための自己点検・評価の実施体制が整えられ適切に運営されている。自己点検・評価等の結果は、ホームページで学内外へ公表されている。

総じて、大学は、建学の精神に基づく使命・目的及び大学の教育目的により時代の変化に対応した特色ある教育を行っており、授業及び学修支援、学生生活支援、就職支援等は適切に運営されている。経営・管理については、安定した財務・経営基盤により計画的に教育研究環境の整備を行うなど適切に運営されている。また、高等教育機関として教育の分野における実践的な知の拠点としての地域貢献にも寄与している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献・地域貢献」「基準 B.高等学校との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

「常磐会学園大学学則」第 1 条で、「本学は、教育基本法及び学校教育法及び児童福祉法の規程に従い人間教育を基盤とする建学の精神に則り、『和平 知天 創造』を校是として、国際化・情報化等の社会の変化に対応し、共生社会を担う教育や保育の専門家としての資質と見識を養うことを目的とする」と使命・目的及び教育目的が具体的に明文化されている。

使命・目的及び教育目的は、「国や地域や世代を超えて、様々な文化や考え方を持つ人と積極的に関わり、よい関係や深いつながりを生み出せる人材を育成することを目的とする。

そのため、聴く力と読み取る力を中心とした『受け止める姿勢』、話す力や表現する力を中心とした『伝える技術』、人の気持ちを想像し共有できる『共感性』を持った保育や教育の実践者を育てる」と、簡潔に明確化かつ文章化されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の個性・特色は、「大学生活全体を通して、学生の主体的な学びを重視している」などの三つの教育目的を打出し、学内外に明示している。

大学の目的は、「常磐会学園大学学則」第 1 条で使命・目的を明確に定め、学校教育法をはじめ設置基準等の関連法規を遵守している。

学則に定められた自己点検・自己評価において見出された成果や課題が、「教育研究活動の計画」全体会でチェックされるほか、「第三者評価委員会」からの意見の集約などによって使命・教育目的が社会情勢の変化に対応しているか適宜点検が行われている。また、学校教育法等の改正等の案件について、教授会や学内研修会で取上げ、全教職員が共通理解できる体制をとるなど、使命・教育目的の見直しは行われている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

使命・目的及び教育目的の策定及び改定などに役員、教職員が関与・参画している。教職員に対しての大学の使命・目的の周知については、教授会、「FD 研修会」「SD 研修会」、各種行事等での学長の挨拶等を通じて行われ、学生に対しては、年度初めのオリエンテーション等で説明され、学生便覧、履修の手引きに明示されている。対外的には、「Campus Guide 2017」「常磐会学園報」、ホームページを通じて周知が行われている。

使命・目的及び教育目的は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つのポリシーに反映されている。

大学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。また、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は整備されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは教授会において決定し、教職員に周知するとともに、ホームページに明示している。また、オープンキャンパスや進路指導担当の高校教員を対象とした入試説明会、受験生対象の入試直前対策相談会、教員による高校訪問等の機会を活用して周知している。

入学者の選抜は、アドミッションポリシーに従って、適切な体制のもとに行われている。入学試験問題は、学長から委嘱された教員が作成している。

一般入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、3 年次編入学試験など多様な入試区分により行われており、入学定員及び収容定員に沿って適切な学生の確保が行われている。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の教育目的を踏まえて教育課程の編成方針を定め、学生便覧やホームページに明示している。教育課程は、編成方針に沿って編成している。

教育課程は、志望資格に応じた、三つのコース制が敷かれ、各コースで履修に必要な専門教育科目と各コース共通して履修する共通基礎科目で構成されており、学生の希望する進路に即した体系的な履修が可能となっている。

アクティブ・ラーニング等の授業の工夫、少人数クラス編制など教授方法の工夫、アットホームな少人数教育（研究室方式）を実施している。また、教員で構成される研究部会が中心となって、教授方法の改善を進めるための活動を組織的に行っている。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

##### 【理由】

教員で構成される教務部と教学課職員を中心に、教育方針、教育内容、教育方法等について協議するなど、教職員の協働による学生への学修及び授業支援に関する体制が整備され、運営されている。専任の教員は週 2 コマのオフィスアワーを設けている。

TA 制度は整備されていないが、SA(Student Assistant)制度を導入している。その制度によって、学生自身が SA の経験を通して教育力・指導力を高めるキャリア育成の一助となっている。

各研究室の教員や科目担当教員が学生の中途退学及び留年などの兆候が感じられたとき、研究室の教員を中心に面談を実施して、助言や支援などが行われている。

学生への授業アンケート等による授業評価結果の分析を授業改善に反映させる仕組みが整えられている。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

##### 【理由】

「常磐会学園大学学則」「常磐会学園大学学務規程」で、単位の授与、試験等の評価、成績の評価基準、卒業・修了要件等が定められている。単位の認定は「単位認定会議」で、卒業の認定は「卒業認定会議」で審議されている。

シラバスには授業計画とともに、それぞれの科目における成績評価基準が示されている。また単位認定に関し、評定に疑義のある場合は「疑義申し立て」を受け、公正・公平で透明性の高いシステムが整備され学生に認知されている。

GPA 制度を導入し、次学期の履修登録科目数の上限、奨学金の採用、専門演習の研究室配属等の選考に活用されている。

編入学・転入学の学生を除き、他大学における既修得単位数の上限を 30 単位とすることが学則に定められている。

**【参考意見】**

○インターンシップ科目として開講されている「学外研修」については、科目の規則等の整備も含めてシラバスを作成することが望まれる。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

「学校法人常磐会学園進路支援センター規程」に基づき、進路支援センターが中心となり、求人・進学情報の開拓及び情報整理と保管、就職・進路のための指導、企業インターンシップのための指導等を行っている。

また、学生相談室や実習指導室との密接な連携のもとに、支援活動やキャリア教育の一環として外部講師によるガイダンス等の活動が行われており、就職・進路についての相談・助言体制が整備され適切に運営されている。

毎年 100%に近い就職・進学決定率を維持しており、うち取得免許・資格を生かした就職決定率は 90%を超えている。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

**2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発**

**2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック**

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

学期ごとの「学生による授業評価アンケート」の調査、資格取得状況及び就職統計資料の作成、また学生の意識調査としての「キャンパスライフに関する調査」を実施し、教育目的の達成状況の点検・評価が行われている。

「学生による授業評価アンケート」の結果は、教員・開設科目ごとに評価分布表が作成され、教育内容・方法及び学修指導の改善のために各教員にフィードバックされている。各教員は、これを受けて「今後の授業改善に関する取り組み」のコメントを記述し、そのコメントは研究部で集約されている。これらは、「教育研究活動の現状と課題－自己点検・評価報告書－」の一部に報告書としてまとめられ、学内外に公表されている。

**2-7 学生サービス**

**2-7-① 学生生活の安定のための支援**

**2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用**

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生サービス、厚生補導は、教員で構成される学生部と教学課職員が中心となり、学生支援体制を機能させている。学生への経済的な支援は、日本学生支援機構の奨学金制度の活用をはじめ、大学独自の奨学金制度を複数設け対応している。また、地方自治体や民間団体等の各種奨学金制度の情報収集や情報提供が行われている。

学生の課外活動の支援は、部室や備品倉庫の提供、保護者会組織の育友会から活動補助金が支給されるなど、適切に行われている。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などは、保健センター、学生相談室に人員を配置し、健康管理、メンタルケアやカウンセリング等が行われている。

学生の意見は、「キャンパスライフに関する調査」の実施や意見箱の設置により、意見をくみ上げるシステムが整備され、学生サービスの改善に反映している。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

教職課程を有する国際こども教育学部国際こども教育学科において必要な専任教員を確保し、適切に配置している。専任教員の年齢構成は概ね適正であり、年度進行による退職者の予定を踏まえた人事計画において、そのバランスの是正がされる見通しとなっている。

教員の採用・昇任は、「常磐会学園大学専任教員採用候補者審査委員会規程」「常磐会学園大学専任教員選考基準」「常磐会学園大学専任教員の昇格に関する規程」及び「常磐会学園大学専任教員昇格審査委員会規程」を定め、適切に運用されている。

FD 活動は、「常磐会学園大学 FD 委員会規程」にのっとり、FD 委員会が設置され、毎年、FD 研修会が開催されている。

教養教育の運営は、教務部と教学課の二つの部署で教養教育の計画、実施、総括などが行われている。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地面積・校舎面積は、設置基準を満たしている。講義室、演習室、図書館、体育施設などの施設設備を整備し、教員・保育士養成の目的に沿った各種実習室などの教育研究環境も適切に整備されている。

図書館は、教育、保育関連蔵書を中心に十分な学術情報資料を確保し、開館時間も含め図書館を十分に利用できる環境が整備されている。パソコン教室も随時学生に開放するなど整備されている。

施設・設備の安全性は、建築物は耐震基準を満たしており、定期的に調査を実施し改修工事を行っている。施設・設備の利便性は、スロープ、点字ブロックなどのバリアフリーの整備が行われている。

施設・設備に対する学生の意見などは、「キャンパスライフに関する調査」でくみ上げられている。授業を行う学生数は上限 50 人に設定し、適切に管理されている。

**【優れた点】**

○学生の要望や教育目的に沿って、新たに「乳幼児家庭実習室」「幼児教育保育実践室」「小学校模擬教室」「アクティブ・ラーニング室」などの実践的な実習室を整備し、計画的に快適な教育研究環境を整備している点は、評価できる。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

「学校法人常磐会学園寄附行為」は教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うこと、「学校法人常磐会学園就業規則」は教職員が協力して教育目的の遂行に努めることを

規定し、経営の規律と誠実性の維持を表明している。

理事会と教職員の共通認識のもとに「中長期計画」を策定し、行動目標や具体的施策等を定めるなど、使命・目的の実現への継続的努力がなされている。

大学の設置、運営に関する法令に基づいて諸規則を制定し、「学校法人常磐会学園公益通報者保護規程」により、不正行為等の早期発見と是正に必要な体制を整備するなど、積極的に法令遵守に取り組んでいる。

「節電パトロール隊」による省エネルギーの励行、「人権教育推進委員会」による研修会の実施、「学校法人常磐会学園危機管理規程」に基づく危機管理体制の整備など環境保全、人権、安全に配慮した取組みを行っている。

教育情報・財務情報は、ホームページや印刷物により適切に公表している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

理事会は毎月開催し、私立学校法及び寄附行為に基づき、法人の事業、予算及び決算、人事、諸規則等の改廃、役員及び評議員の選任などの重要事項を決議するなど適切に運営されている。理事は寄附行為に基づいて選任されており、理事会への出席率は極めて良好であり、欠席の場合の意思表示に関する手続きも適切になされている。

理事長が招集し、議長となる常任理事会は、毎週開催を原則として、理事会の包括的授権に基づき、適切に運営されている。このように、理事は大学の状況について詳細に把握しながら業務を決定・執行しており、戦略的意思決定ができる体制と機能性を確保している。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

教授会は、学長が大学の意思決定を行うに当たり教学に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べるための機関として機能している。教授会の諮問に答え意見を具申する機関として、教育研究活動全般の総合調整を行う運営部会、校務分掌ごとの教務部会、学生部会、研究部会、入試部会が置かれている。このように、大学の意思決定組織を整備し、権限と責任の明確性及びその機能性を確保している。

学長は、教授会、「常磐会学園大学専任教員採用候補者審査委員会」「常磐会学園大学専任教員昇格審査委員会」「常磐会学園教育センター会議」などの重要会議を招集し、議長となるなどリーダーシップを発揮している。また、教学部門では学部長が、管理部門では事務長が学長の補佐として機能することにより、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整えている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

教授会の構成員である学長と事務長が理事会、評議員会及び常任理事会に出席し、大学の案件について審議、説明、報告を行うことにより大学の意思決定の円滑化を図っている。

監事は、「監事監査規則」にのっとり、監事監査計画を毎年策定し、業務監査及び会計監査を実施している。また、監事のうち 1 人を常勤とし、常任理事会、予算編成の会議等、法人内の主要会議に出席し意見を述べるなど、監事機能の強化を図っている。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により適切に運営されている。このように、監事及び評議員会は、法人と大学のチェック機能を有しており全体のガバナンスを確保している。

理事長は、代表権を有し法人内を総括しており、適切なリーダーシップを発揮している。また、年に数回、「教育研究活動の計画」全体会において、教職員が情報や課題の共有と改善に努めるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

事務組織は、「学校法人常磐会学園事務組織規程」をはじめとする諸規則に基づき、法人事務局及び教育研究を担う大学事務部として構築されている。それぞれに権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した人員配置がされており、業務の効果的な執行体制を確保して

いる。事務部には、理事会の方針が毎月伝達されるとともに各部署の情報の共有が図られるなど、業務執行の管理体制が構築され適切に機能している。

職員の資質・能力向上の機会は、「常磐会学園大学・常磐会短期大学 SD 委員会規程」に基づき、大学独自の新人職員研修、個別・全体研修及び私学団体主催の研修などの機会を設けている。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

「中長期計画」のもとに教職員が協働し、一体となって法人運営の充実に努め、毎年開催される予算及び決算理事会において、経営状況、財政状況に基づく経営計画を策定しており、適切な財務運営が確立している。

平成 24(2012)年度から、入学者数は堅調に推移しており、安定した財務基盤を確立している。また、学生数の増加に伴い、教育研究比率を増加させ、人件費比率及び管理経費比率を減少させるなど、大学の使命・目的及び教育目的達成のための収支バランスが確保されている。今後は外部資金の獲得について、科学研究費助成事業など競争的研究資金等への積極的な応募が期待される。

### 3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

大学の会計処理は、学校法人会計に基づき、「学校法人常磐会学園経理規程」「学校法人常磐会学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人常磐会学園資産運用規約」にのっとり、適正に実施されている。

当初予算と実際の支出額にかい離がある科目については、評議委員会及び理事会を開催し、適切に補正予算の編成が行われている。

大学の会計監査は、監査法人監査と監事監査が行われ、会計監査を行う体制を適切に整備し、厳正に実施している。

## 基準 4. 自己点検・評価

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

学則第 2 条に大学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため自己点検・評価を行うことが定められ、「常磐会学園大学評価規程」にのっとり、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が行われている。

自己点検・評価は、「常磐会学園大学 評価規程」に基づき、学内の構成員が実施するものと、「常磐会学園大学 第三者評価委員会規程」に基づき、理事長が任命する学外の評価委員により実施するものの二種を整備している。このように、教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施している。

学校教育法に従い、認証評価機関の評価に加え、毎年自ら行う点検・評価報告書として「教育活動の現状と課題－自己点検・評価報告書－」を作成するなど、自己点検・評価の周期等の適切性は保たれている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

各部署の活動状況、教員の教育研究活動について自己点検・評価を行うとともに、「学生による授業評価アンケート」「キャンパスライフに関する調査」の収集・分析により現状の把握、授業改善・スキルの向上に活用し、学生の大学生活に対する満足度の充実を図るなど、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価報告書の冊子は、全教職員と関係大学・機関に配付し、授業評価アンケートの結果による「授業改善に向けての授業担当者のコメント」は学生にも公表している。このように、自己点検・評価の結果は、学内共有と社会への公表を実施している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

###### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 【理由】

毎年3回開催する「教育研究活動の計画」全体会で教職員が教育研究活動の共有、検討、評価及び次期の目標設定を行っている。第1回全体会（具体的な取組みと目標の明確化：Plan）、各部署の活動（実行：Do）、第2回全体会（進捗状況と目標の達成度：Check）、第3回全体会（項目別評価：Action）を行い、また「教育活動の現状と課題ー自己点検・評価報告書ー」を発行し、活動の到達点と課題を示すなど、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みが確立され、適切に機能している。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準A. 社会貢献・地域貢献

###### A-1 地域貢献・地域貢献

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-② 学生の地域活動の推進とボランティア活動への参加

A-1-③ 公共・教育機関等との連携と社会への提供

###### 【概評】

大学教員の専門性を生かした「子育てに生かせるカウンセリング講座」「暮らしの法律」「シニアパソコン」のほか、大学の専門知識を地域のさまざまな人を対象に分かりやすく提供する数多くの市民向け講座を開設するなど、大学が持っている物的・人的資源の地域への提供が行われている。

学生の地域活動やボランティア活動では、教職課程の授業の一環で「喜連村史の会」との交流活動により、「地域に学ぶ」取組みが行われている。大学の地元である大阪市平野区においては、学生ボランティアによる清掃活動や音楽活動が行われている。また、平野区子育て支援者連絡会議主催の各種事業に、学生ボランティアとして参加している。

公共・教育機関等との連携や社会への提供では、「大阪市平野区と学校法人常磐会学園との協働に関する協定書」を交わし、教員の派遣や学生サークルの行事参加が行われている。その他、小学校での現職教員研修、小学校英語教育の英語研修プログラム、児童相談所や子育て支援センターでのスーパービジョン（指導者として勤務する職員へ資質向上のために助言等を与える）の実施、民生委員をはじめとする地域の家庭に関わる専門家へのリエゾン援助、保育士・教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョンなどが実施されている。

このように、大学が持っている物的・人的資源が継続的に地域に提供されており、また、

学生のボランティア活動も活発であり、今後も更なる社会貢献・地域貢献が期待できる。

## 基準B. 高等学校との連携

### B-1 高大連携に関する方針の明確化

#### B-1-① 使命目的に基づいた高大連携の方針

### B-2 高大連携の具体性

#### B-2-① 連携校との協働

#### B-2-② 高等学校への教育情報の提供・貢献

#### B-2-③ 高校生を対象とした教育活動

#### B-2-④ その他の取り組み

### 【概評】

保育・教育に携わる人材の育成という面から高大連携を捉え、高等学校のニーズを踏まえて具体的な連携の活動が行われている。

平成23(2011)年から高大連携の組織的な取り組みが行われている。大学と高等学校、専門学校との「教育連携に関する協定」締結校は、大阪市を中心に現在5校である。連携校生徒を対象として、教育・保育に関する体験授業、大学の企画立案による付属幼稚園や認定こども園での体験実習、教育系大学進路ガイダンス等が行われている。体験授業や体験実習に参加した高校生からは好評を得ており、連携校からも同様の内容での事業継続の依頼がある。その中で、高校生が大学での学びについて理解を深めること、進学する意識の自覚を促すこと、進学動機や修学意識の明確化を図ることなども期待されている。

高等学校の教員向けに「教育・保育の仕事を目指す高校生に対する進路指導ガイドブック」を、高校生向けに教育・保育の仕事についての冊子を発行するなど、大学の使命・目的に沿った高大連携の活動を推進している。

法人が設置・運営する「こどもセンター」における実習では、学生と高校生が交流する場があり、今後そのような場での成果も期待される。

また、高大連携の特色ある取組みの一つとして、学生の出身高校への「母校への手紙」や出身高校への訪問を通して学生と出身高校との交流を深める活動にも取り組んでいる。

